

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号) (前略) (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある教職員については、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、週休日及び勤務時間を別に割り振ることがある。 2 別表第3の教職員の割振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。 (中略) (特別休暇の事由及び期間) 第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。 (1)・(2) (略) (3) 教職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (4)~(18) (略) (後略)</p>	<p>(1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 } 2 } (同左) (特別休暇の事由及び期間) 第27条 教職員が、次の各号の一に該当する場合には、特別休暇を与えることがある。 (1)・(2) (同左) (3) 教職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間 (4)~(18) (同左)</p>

改 正 前					改 正 後				
別表第3 (第16条関係)					別表第3 (第16条関係)				
教職員の区分	割振り単位 期間	週休日	始業及び終 業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割振り単位 期間	週休日	始業及び終 業の時刻	休憩時間
		(略)					(略)		
総務部に勤務する職員のうち、総務部長が指定する者	4 週間	総務部長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで	渉外部に勤務する職員のうち、渉外部長が指定する者	4 週間	渉外部長が指定する8の1日勤務日	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで
			午前10時45分から午後7時30分まで	午後1時から午後2時まで				午前10時45分から午後7時30分まで	午後1時から午後2時まで
			午前11時15分から午後8時まで	午後3時から午後4時まで				午前11時15分から午後8時まで	午後3時から午後4時まで
			午前11時45分から午後8時30分まで	午後3時から午後4時まで				午前11時45分から午後8時30分まで	午後3時から午後4時まで
		(略)					(略)		

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)

(前 略)

(年次休暇以外の休暇)

第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第6号及び第7号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1)~(7) (略)

(8) 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(後 略)

(年次休暇以外の休暇)

第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員(第6号及び第7号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1)~(7) (同 左)

(8) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号）</p> <p>（前 略） （年次休暇以外の休暇）</p> <p>第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第6号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限り、第7号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であつて、所定勤務日数が週5日以上で1週間における所定の勤務時間が20時間以上の者に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) <u>骨髄移植のための骨髄液の提供希望者</u>としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合</u>で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(9) （略） （後 略）</p>	<p>（年次休暇以外の休暇）</p> <p>第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第6号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限り、第7号に掲げる場合にあつては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者であつて、所定勤務日数が週5日以上で1週間における所定の勤務時間が20時間以上の者に限り、第9号に掲げる場合にあつては、別表第3に掲げる者を除く。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(7) （同 左）</p> <p>(8) <u>骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者</u>としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合</u>で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(9) （同 左）</p> <p>附 則 この規程は、平成24年9月25日から施行する。ただし、第1条中別表第3の改正規定については、同日から施行し、同年4月1日から適用する。</p>